

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R7 第02号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)		(所在地)																																							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)																																							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の存続期間(終期)(B) 2030年3月31日まで	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) 乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考																																			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況 林齢	公告の あつた日 から	経営管理 権の開始 期						経営管理 権の存続 期間(終 期)(B)	経営管理 権に基づ いて行 われる 経営管理 の内容 (C)	木材の販 売による 収益から 伐採等に 要する 経費を控 除してな お利益が ある場合 において 甲に支払 われる必 要金銭 (D)の額 の算定方 法	乙が甲に Dを支払 うべき時 期、相手 方及び方 法	備考																														
1	三富上柚木字月夜平	369	289	369	山林	0.2555 (0.2555)	ヒノキ	60									乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考																														
2	三富上柚木字月夜平	370	289	370	山林	0.2677 (0.2678)	ヒノキ	60													乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考																										
3	三富上柚木字月夜平	372	289	372	山林	0.2103 (0.2104)	ヒノキ	60																	乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考																						
4	三富上柚木字月夜平	377	289	377	山林	0.2735 (0.2736)	ヒノキ	60																					乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考																		
5	三富上柚木字月夜平	379-1	289	379-1	山林	0.2182 (0.2182)	ヒノキ	60																									乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考														
6	三富上柚木字月夜平	379-2	289	379-2	山林	0.1474 (0.1475)	ヒノキ	60																													乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考										
7																乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。																									木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考							
8																																												乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
9																																																乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
10											乙は、森林の公益的機能を發揮させるため、山梨市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回実施する。 ・ヒノキ人工林:間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置 間伐は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に年1回以上は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考																																				

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	三富上柚木字月夜平	369	289	369	山林	0.2555 (0.2555)	ヒノキ	60					
2	三富上柚木字月夜平	370	289	370	山林	0.2677 (0.2678)	ヒノキ	60					
3	三富上柚木字月夜平	372	289	372	山林	0.2103 (0.2104)	ヒノキ	60					
4	三富上柚木字月夜平	377	289	377	山林	0.2735 (0.2736)	ヒノキ	60					
5	三富上柚木字月夜平	379-1	289	379-1	山林	0.2182 (0.2182)	ヒノキ	60					
6	三富上柚木字月夜平	379-2	289	379-2	山林	0.1474 (0.1475)	ヒノキ	60					
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)	住 所(同上)	山梨市長 高木 晴雄	印
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住 所(同上)	XXXXXXXXXX	印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。